

当館は平成 29 年 3 月 31 日(金)まで、皆様からの義援金を日本政府宛として受け付けます。

参考: 内閣府 HP (http://www.cao.go.jp/gienkin/gien_kumamoto.html)

なお、当館が受け付ける義援金につきましては、米国税法上の寄付金控除の対象とはなりませんので、御留意願います。

1. 小切手送付

以下の宛先・送付先をご確認の上、当館まで小切手をご送付下さい。

- ・小切手の宛先: Consulate General of Japan
- ・小切手の for 欄: Kumamoto Earthquake Donation
- ・小切手の送付先: Consulate General of Japan in Miami
80 SW 8th ST, Suite 3200, Miami, FL 33130

2. 現金持ち込み

当館事務所において、米ドル現金のみ受け付けますので、開館時間(月～金曜日(祭日は除く) 9時00分～12時30分／13時30分～17時)内に来訪の上、受付にお申し出下さい。

3. 銀行振り込み

当館が開設した下記の2016熊本地震義援金口座をご確認の上、銀行振り込みにて当該口座までご送金下さい。

- ・銀行名 : Bank of America, N.A
- ・口座番号 : 226005693788
- ・ABA コード : 054001204
- ・銀行住所 : 701 Brickell Ave. Miami, FL 33131
- ・口座名義 : Consulate General of Japan – Miami Account G
- ・名義人住所 : 80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130
- ・名義人電話 : 1-305-530-9090

◎本振り込みにかかる銀行手数料は当館では負担できませんので、ご了承ください。

義援金受領証を希望される場合

小切手送付に併せ、あるいは銀行振り込み後に、当館宛（メールアドレス：info@mi.mofa.go.jp）に、「熊本地震義援金受領証希望」として、①送付／振り込み者名（個人 or 団体）、②受領証送付先住所、③金額を通知していただきますようお願いいたします。確認でき次第、受領証を送付させていただきます。

在マイアミ総領事館
80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130
電話：305－530－9090